

## 参考資料 6

### ○岡山県障害者施策推進協議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第34条第3項の規定に基づき、岡山県障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 協議会は、委員20人以内で組織する。

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。

一 関係行政機関の職員

二 学識経験のある者

三 障害者

四 障害者の福祉に関する事業に従事する者

2 前項第二号から第四号までの委員の任期は、2年とする。

ただし、同項第二号から第四号までの委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 第1項第二号から第四号までの委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、保健福祉部において行う。

(その他)

第6条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

### ○岡山県障害者施策推進協議会運営要綱

岡山県障害者施策推進協議会条例（昭和46年岡山県条例第50号）第6条の規定に基づき、岡山県障害者施策推進協議会運営要綱を次のように定める。

(所掌事項)

第1条 岡山県障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）は、障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項及び障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項の調査審議に関する事務を行うものとする。

(会議)

第2条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

(議長)

第3条 会長は、会議の議長となり、議事を整理するものとする。

(部会)

第4条 協議会は、所掌事項にかかる専門事項を分掌させるため、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選する。

4 部会長は、会長の指揮を受け、部会の事務を掌握し、部会の経過及び結果を会長に報告する。

5 部会の運営その他に関し必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

(説明聴取)

第5条 会長は、必要に応じ適当と認める者の会議への出席を求め、その説明又は意見を求めることができる。

(議事録)

第6条 会長は、議事の経過について議事録を作成するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

## ○岡山県自立支援協議会設置要綱

(目的)

第1条 障害のある人の地域生活を支える機能の充実を図るために必要な課題等の協議を行うとともに、障害のある人の一般就労への移行の促進や工賃水準の引き上げに必要な課題等に関する協議を行うため、岡山県障害者施策推進協議会運営要綱第4条第1項の規定に基づき、同協議会の部会として岡山県自立支援協議会を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部会は次に掲げる事項を所掌する。

(1) 障害のある人の一般就労への移行の促進に関する事項

(2) 就労継続支援事業等における工賃水準の引き上げに関する事項

(3) その他前条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 本部会は、岡山県障害者施策推進協議会委員1名を含む6名の委員で構成する。

(委員の任期)

第4条 本部会の委員の任期は2年とする。なお、再任は妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第5条 本部会の事務局は、岡山県保健福祉部障害福祉課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、本部会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。